

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

議長から登壇の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回4項目質問いたしますが、まず1項目めの武雄市民病院について質問いたします。

武雄市民病院の経営形態等を含む事案につきましては、今議会でも午前中から質疑がありますし、さらには、これまでも臨時議会を含めて多くの議論もされてきました。

実は、私は市民病院の応接室に入ることができました。その応接室の壁かけの中に市民病院の理念が書いてありました。理念として「明るく、温かい、愛情を持った医療を行い、市民の健康に奉仕する病院」というのが書いてありました。そういう状況の中で、国の医療政策等をめぐる大変厳しい中での自治体病院行政のあり方について、この間、私も合併前の福祉生活常任委員会を含めて、いろいろ議論をしてまいりました。

今回、5月30日に臨時議会が開催され、そして武雄市民病院の経営形態について、民間移譲の方向性が賛成多数で可決されました。改めて、これまでの経緯を確認すれば、平成19年11月、市民病院経営改革基本方針が示され、11月1日から12月20日まで4回に及ぶ行政問題専門審議会が開催され、12月20日に意見書が出されました。さらにその後、12月21日、武雄市議会市民病院問題調査特別委員会が設置をされ、ことしの3月31日、医師不足の対策問題、救急体制の問題、さらには職員の方々の雇用等の扱いについて、そのビジョンの提示を提出し、執行部に求めました。そういう経緯があって、5月20日に執行部として市民病院改革ビジョンの提案がなされ、経営形態の変更の内容が示されたわけです。5月20日からわずか10日間の期間を置いて5月30日に御案内のとおり、市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例と、同関連する予算等が提案され、可決成立いたしました。そして、6月2日から、先ほど申されました本日16日までの期間に全国公募が行われ、きょう16時をもって締め切られるとのことですが、その後、選考委員会が開催されて、予定としては今議会の最終日に民間譲渡先を提案、承認、そして財産処分の扱いがなされようとしています。

市民の方々がこの間、5月20日から5月30日、そしてきょうまでの状況を聞いた場合に、何で市民病院、市民の病院がこんなに短期間で民間移譲されるようなことになるのか。もっとも説明責任を行うべきじゃないか。どうしても納得できないという方々も多数いらっしゃいます。改めて市民病院の存続を求める声も多くあり、庶民に対する協力や、そして集会等への参加もいただいています。

ところで、市長は5月30日臨時議会の終わった後、いわゆる武雄市長のコメントとして、インターネットのホームページ上にブログで市長の気持ちが述べられています。先ほど議事進行で申されましたけれども、時間の関係もあり、途中をちょっと割愛させていただきますけれども、「武雄市内の町に行ったときに、多くの方々がテレビをごらんになり、「早くいい病院に来てほしい」という声。たくさんの皆さんから握手が求められた」と。るるありますけれども、途中から「確かに議会では19対9という圧倒的多数で議決をいただきましたが、

市民の皆さんの反応が気になっていました。議会を見た皆さんから、たくさんのメールをいただきましたが、概略、「市長の答弁を聞いて納得した。早く救急医療を再開してほしい」ということでした」、これは市長の言葉。「夜は集まり、ここでも市民病院の話が。ここでは「先送りをしない姿勢がよかった。ただし、医師会との関係を修復してほしい」という意見が。改めて議会の重さ、議会中継の重さを感じました。引き続き、民意を重く受けとめ、市政を展開していきたいと思う」というのが武雄市長としてのブログの内容でした。

そういう言葉を市長は書かれていますけれども、市長のブログですので、いい方向の評価も確かに書かれるでしょう。問題は後段部分で、「引き続き民意を重く受けとめ、市政を展開していく」ということが書かれていますけど、改めてこの民意を重く受けとめるということにつきまして、市長の見解を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

「民意を重く受けとめ」の民意は、大きく2つございます。

1つは、日本は、間接民主制をとっている国柄であります。そういう意味で議会が十分に御議論をさせていただき——これは賛成討論さまざまありました。その中で私どもとすれば、19対9という結果をやっぱり重く受けとめている、これが1つの私は間接民主主義における民意であるというふうに思っております。

それともう1点であります。じゃあ、どういう民意かと申すれば、これは議会でもありませんけれども、私は救急医療の再開、これは特別委員会からも出ております。一刻でも早い再開であるとか、あるいはいい病院を、やっぱり今の市民病院と同じ、そして、それ以上の病院を残してほしいといったことが私は民意だというふうに思っております。ですので、大河内議員と私は目指す到達点は同じだというふうに理解をしております。しかし、今、直営でして、平均換算すると、これはとり方にもよりますが、40万円の赤字が出ています。毎日毎日あります。一月にすると1,200万円の赤字になります。こういった状況下で抜本的な改革を打ち得ない中で、本当に直営でやるのが民意に沿うのか、そして、この負担というのは、私は最終的には市民の皆さん、財布を直撃することになる。だから、そういう意味では、2つ財政問題を解決し、そして市民医療を守る、維持、発展させる観点から、私は民間にゆだねることが適切、適当、妥当だというふうに思っております。

その上で、民間に任すということになりますので、三者協議会をつくって、公の立場、そして公的な部分を担っている医師会からさまざまなサポート、そして助言をいただくということで、私は地域医療を発展させていくと。そういう意味では、繰り返しになりますけれども、私は到達線は一緒だということだと思っておりますし、民意は、私は間接民主主義における議会、そして署名もいただいております。署名は、要するに自分たちにはいい医療を提供

してほしいと。しかも、救急告示病院でありますので、これは議会の特別委員会からも出ておりますけれども、要するにそういういい医療を提供してほしいという切なる願いが私は民意だと、それを私はかなえなければいけないという思いを今また強くしておる次第でございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

民意のとらえ方にも、確かにその立場の方によってはいろいろありましようけれども、今、市民の方々の多くは、武雄市民病院を現行でどうかして存続してもらえんかと。そのために、もったもった説明責任を果たしてもらえないかと。なぜ、何でという部分はなかなかわかりづらいという質問、意見も出ています。そういうためにも、この間、地元の医師会の方々につきましても、とにかく専門的な分野を含めてお互いに意見交換もやっていこうということもされてきました。

先ほど13番議員も申されましたけれども、実はそういう関連の中で、6月6日に医師会の方々と市の執行部がお会いになり、執行部から医師会にこれまでの経緯につきましても説明があったということですが、これも新聞なりホームページの中身を見れば、市長として皆さんからお叱りの言葉、意見、疑問などをいただいたとかいうふうにありますけれども、マスコミの報道では「市長、医師会に陳謝」とかいう見出しもありました。これまで、医師会の方々が出された要望、署名や意見書には、十分相手方が納得され得るような私は対応をされていないと思っています。

先ほど、13番議員申されましたように、民間移譲が決まった後に医師会に話すという、市長の発言対応は間違っているというふうな医師会からの実は指摘もあっているようです。なぜ、臨時議会で民間移譲が可決されてから、医師会に出向き、そしておわびをされたのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は残念でならないんですね。私は順番と言ったことに関して言うと、まず、その特別委員会の4カ月の7回にわたる審議というのを本当に重く受けとめたんです。その中で書いてあった救急医療の再開であるとか、あるいは医師の確保であるとか、それは執行部に手だてを講じなさいという思い、私はメッセージだと受けとめて、自分なりに何ができるか、そして、私は医師会にもその前にも行っております。私は今、事ここに及んでは、医師会から医師の皆さんを派遣していただきませんかというお願いはしております。しかし、やはり医師会も通常の業務で手いっぱいあります。そういった中で、私は医師会からビジョンをまず

市がつくりなさいということも、これまた重く受けとめました。これは特別委員会の流れと軌を一にしているかもしれませんが、私はそれを重く受けとめてビジョンということ、市の思い、私の思いをそこに結実をさせたという理解でおるんです。

その上で、私がだれよりもやはり先にこれを言わなきゃいけないのは、先ほども間接民主制の話を出しましたけれども、まず議会であります。地域、そしてさまざまな職種からこうやって出ておられる地域のために、最も心を砕いておられる議員の皆さんたちに私はひとしくお話をするのが、それが市長として、そして議会と市長との関係において申し上げれば、それが順序であり、私は筋だというふうに思って、まず議会に御説明を申し上げました。

さすれば、なぜ医師会と相談をしなかったかといったことについては、私はその前も行っております。副市長級でも行っております。しかし、さまざまな溝ができたということは私の責任もあります。

その中で私がまず申し上げたいのは、その市民医療を担うといった観点からすると、それはやはり医師会と当該、今回は民間移譲というふうにしていますので、その当該民間病院、そして市、この三者がいわゆる当事者だと思うんです。そういう意味で、この当事者の翼を担う我々からすると、それはまず議会、そしてその議会の皆さんから地域住民の方にお話、そして、これはテレビも入っておりますので、そういう意味で私は最初に議会に申し上げたつもりであります。それだけ、これは地域の皆さん、そして患者の皆さん、重い話でありますので、私はまず議会が、私の心の中では、頭の中では最優先だと思い、ビジョンを申し上げ、そしてそれが一定の結論を、ビジョンを出した上で医師会のほうに出向き、それで溝をつくったことについて心から陳謝をし、そしてこういう気持ちは今後も持ち続けたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

済んだことをとやかくどうこうと言われるかもしれませんが、問題はお互いの信頼関係です。実は、議会も当然大事です、しかし、昨年12月20日に行政問題専門審議会が意見書を提出されました。それから、ことしの5月20日に市民病院改革ビジョンが執行部のほうから出されました。その間約5カ月間、議会も大事でしょう。しかし、それとあわせて、同時並行とは言えなくても、当然専門審議会からもそういう専門家を交えた病院関係の方と検討、討論をしてもらうような提起も意見書についていたんじゃないんですか。議会も当然大事でしょう。ですから、あえて今後のために言っているんです。謝るんやったら、おわびするんやったら、当然それは前段から踏んでいけば、議会もそんなに無視したとか、軽く見ているという言葉は出ないと思うわけです。そういう意味で、先ほど13番議員も申されまし

たけれども、その結果を持っていくというのは、私は行政がすべきことでなく、きちんと専門委員会から提起されたことを踏まえていくのが、今後のためにも必要ではないかということで、実はあえて質問をしているんです。

そういう意味で、これまでの経緯を踏まえてでありますけど、三者協議会、今後やっていくというふうに言われています。医師会の方々も三者協議会につきましては、ぜひ入ってきたい、入ってほしいというふうに言われています。なかなかお互い、修復はそりゃできるでしょう。そういう意味では、ぜひお互いの溝を埋め合わせながら、よりよき方向性を出していかなければならないし、これまでの教訓は十分反省として対応していただきたいというふうに強く申し上げます。

そういう中で、実はそういう関係する団体と、さらに市民の方々に対する説明責任です。私は3月議会でも、市民の方々に対する説明会なり、市長と語ろう会などを開催する計画ございませんかということ質問しました。そのとき市長答弁では、途中ですけれども、「もとより私が必要と、今議会には一意専心集中しておりますので、議会が終わったときに、あるいは市民の皆様方に呼びかける機会が必要だというふうに認識したときは、私は進んで市民の皆さんたちに御理解を求めていく場、あるいは御意見を承る場を積極的に設置していきたいというふうに思っています」という答弁がありました。ここで言う、市長としてそういう機会が必要というふうに認識したときは、私は進んでいきますとありますけれども、この間、私の聞いたところで、市内でも何カ所かこの市民病院に対する説明もされているようです。

これまで、なかなか全体的に市民の方々に市民病院のあり方、経営の状況、そして今後のあり方について、市長の言うことはわかったというのは、今回ブログに書いてありましたけれども、多くの方々には、ああそうや、わかったとまだなっていません。

そういう中で、今回の市民病院民間移譲が国や総務省の公立病院改革ガイドラインの方針を、逆に言えば、もっと言えば、先行して行っているのではないかと、行っていると思うというのが、12月議会の22番議員の質疑でもありました。そのガイドラインには、昨年12月24日に総務省が示されているんですけれども、その中での経営形態の見直し、そして公立病院改革プランの実施状況の点検、評価、公表等で積極的な情報公開開示が実は示されています。

第3、公立病院改革プランの実施状況の点検、評価、公表ということで、地方公共団体における点検、評価、公表の問題、もう1つは、積極的な情報開示をするということで、積極的に公開するなど、住民の関心をできる限り高める工夫を凝らすことが必要だということでもあります。いわゆる、公立病院改革ガイドラインでは、そういう中身で20年度中に一定のガイドライン、計画を示しなさいとなっていますけど、さっき申しました武雄市の場合は、このガイドラインを先行して取り組んでおられるように結果としてなっています。

改めて、そういう意味でこの場で市長としてこれまでの市民の対話説明会やその取り組

みに対する経過等を、今後関係する団体の方、さらには住民の方への周知や対話の方法があられるのかどうかお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

今までの市民病院の置かれている立ち位置等については、財政状況も含めて、市報、特にことしの1月になっては、もう毎月のようにその市報には客観的な事実、あるいは執行部の思いというのは書いてきたつもりであります。それと、ケーブルテレビにおいても可能な限り、私どもが市役所として持つておる時間帯でお話しをしてきたといったこともあります。

他方で私が、これは政治家の思いとして、市民病院はこうありたいと、市民医療はこうありたいといったことについては、婦人会、老人会、さまざまな場で私なりの言葉でお話しをさせていただいたところでもあります。それを説明不足だと言われれば、私はそれは甘受はいたしますけれども、私なりにそれは懸命に努力したつもりでありますし、呼ばれたところには、3人、4人であっても行ったこともございます。そういった意味で私は、説明が足りなかったと言われればそれまでですけれども、懸命にやってきましたつもりであります。

その上で、今後でありますけれども、今、医師会に所属をされておる貝原良太先生がブログを展開されておられます。あれを毎日拝見いたしておりますけれども、その中で公開討論会が必要だという認識については、私もそれは機敏に対応し、できれば夏に医師会、そして私たち、そして今回の民間に賛成、反対の方を交えて、市内でぜひ公開討論会を、これは勝手なことになりますけれども、市、医師会が中心となってできればいいなというふうに思っております。

その中で、私がその市民医療を展開すると言ったときも、医師会と私だけだと、それはちょっと言い方が悪いかもしれませんが、どうしても机上の話になりかねませんので、今回新たな病院がその前に決まっているというふうに思っておりますので、新たな病院を入れた上での関係者による公開討論会はぜひ実施をしていきたい。そこに市民に広く呼びかけてきて、今後こういう営業を展開していきたい、あるいはこういう医療が必要なんだといったことについては、市民の皆さんからもつぶさにその話を承りたいというふうに考えております。

その前に私は、これは私の今の思いでありますけれども、最終的にはこれは選考委員会が決めることになりますけれども、私の思いだけを申し上げたいと思います。

私は、大河内議員に答弁したことはいまだに覚えております。当然のことながら覚えております。そういう意味で私が必要と判断するときということを申し上げれば、直近で言うと、選考委員会の議論と並行しながら、もう4時に締め切りになりますけれども、当該病院複数あろうかと思っております。その複数の病院が説明会、市民プレゼンテーションをぜひやってほし

いというふうに思っております。

そういった中で、ああ、こういう医療をしてくれるんだ、あるいは、これはこういうふう
に言っているけれども、本当にできるのかといったことについては、それは市民の皆さんた
ちがオープン場でやっぱり判断していただく。それが私に課せられたもう1つの役割、課
題だと思っておりますので、それは私の思いとして選考委員会には伝えたいというふうには
思っております。

ただ、これは選考にかかわる話ですので、選考委員会の判断が最終決定となります。私と
いえども、それは参考意見にしかすぎません。それだけ重い役割を担っていただくことにな
りますので。ただ、私の思いは那邊にあるということを御理解賜ればありがたいというふう
に思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

夏に何か計画したいと言われますけれども、結果的には、選定され、相手の方々が決まっ
てから報告する公開討論会、もちろん今後のことありましよう、経営のことありましようけ
れども、市民の方々含めて関係者の方は、これまでいわゆる行政問題専門審議会も出されま
した。3つの方針が通らなかつた、このくらい大変難しい問題であるので、直営か、独法
化、民営化とかいろんな取り組みがあるでしょうと。そういうふうなことも含めて、全段に
もっともっと開かれた情報開示をしてやっていくのが私は必要ではないかなというふうにし
ったわけです。

実は、そういう意味でこの公立病院改革ガイドラインは十分時間をかけて、そして民営化
するにしても、情報公開等しながら十分な扱いをしてくださいというふうなことが書いてあ
るわけですね。だから、公立病院の改革ガイドラインが、ややもすれば民間移譲を進めるた
めの単なる方向性だけに、私は武雄市はとらえられているんじゃないかなと思っているんで
す。というのは、武雄市の場合は、ややもすれば市民病院を廃止し、武雄市の財産である土
地処分の売却、そして民間への病院の開設のお願い、そして職員の方々の再雇用のお願
い等々を選考するためのこのガイドライン選考であり、本当の意味でいうこの公立病院改革
ガイドラインに国が示すような方向には、私は対応されていないのではないかなというふう
に実は危惧をしているわけです。

そういう意味で、先ほど申されました夏以降に公開討論会ということがありましたが、私
はその時期とは、ややもすれば、さっき申しましたように結果を報告し、そして皆さんから
承認いただいて、そして次は方向性を示す討論をしたいということですが、今言ってい
るのは、その決めるまでの過程をもっともっと情報開示をしてくれという要求なんです。
そういう意味では、日程的にもとれないとおっしゃるかもしれませんが、これもさっき申し

ましたように時間がないということではなかったはずですが。議会を大変重視をされていること、これは何ら否定をするものではありません。それと同時並行にやっぱり私はすべきじゃないかなど、説明責任を十分行うべきではなかったのかということ強く指摘をしておきます。

そういう関連の中で、今市民の方が大変思われているのが、先ほど13番議員も、それから29番議員も申されました病院の赤字の問題です。実はこの赤字についても、いろんな数字が出ていますが、ことし3月のこの議会の中で、樋高市民病院長が自分の思いのたけの一端を申されました。そこで、「医療は、極論すればもうかりません、福祉ですからね」と。だから、「経済的側面だけではできない部分があるわけです」と。特に、「救急医療とか我々に今課せられている結核医療とか、そういう不採算医療というのはだれが持つかということ、やはり公的な機関が持たなければ、民間は採算性がないとつぶれますから、その部分は仕方ないんですが、一方では、先ほどから総務省、厚生労働省のいろいろなやり方を見ますと、まさに努力しても努力しても下からは崩されていくというような状況が生じています」と、以下時間の関係ですけれども、そういうふうに変に大変苦悩されている状況も説明されました。だれでも好んで赤字を発生させようとしているんじゃないんです。結果として、一生懸命医療スタッフ、関係者が努力しても、国の医療政策の中で、病院長申されたように、結果として赤字が出てくる状況、自治体病院がそれを責務としてせざるを得ない状況もありました。

確かに、病院状況でなく、福祉もあり、例えば生活環境で、これも後ほど出るかもしれませんが、一般会計から特別会計へ拠出をしている状況もございます。それはお互いが認め合っている部分がありますね。病院会計、給与会計ですけれども、そういう特別会計にも出されている部分もあります。

そういうことで、この赤字という部分について、実は朝日町の老人会で、市長は5月9日でしたかね、1人当たり2万円から3万円の負担と申されました。そして、6月8日の佐賀新聞では、さっき言われました現金ベースで11億円の赤字と申されました、現金ベースです。現金ベースで11億円の赤字と実は記載がされています。そして6月13日、民法の番組の中で、市長は、さっきちょっと言いました1日四十数万円の赤字が出ているということが報道されたようです。実は、その1日四十数万円の赤字云々を見られた市民の方が言われました。四十数万円の赤字が出るんですよと言われたと。しかし、自分は武雄市民として悔しかったと。その赤字は、結果として出たけれども、何もみんな好き好んで出したんじゃないと。逆に言えば、市長は恥ずかしゅうなからうかと。武雄市の赤字のことを、何回でも40万円も出る、40万円も出ると言うのと。とり方によっては大変悔しいと言われました。

そういう赤字に対する皆さん方の思い、これまで平成12年から19年まで確かに起債もありましょう。単年度の赤字もありましょう。起債残高が12億円とか、一般会計から借り入れが

1億円とか、そして現金ベースで3億円とかありますけれども、そんな赤字が出た中でも、一生懸命少しでもその額を減らそうということで、平成19年度、昨年度も市民病院の関係者も一生懸命努力をされて、その単年度の赤字額を少しでも減らそうということで、残念ながら赤字は出るにしても、前年度、前々年度よりもその業績が少しずつ改善されつつありました。そういう中で、改めてこの赤字の状況の中での四十数万円とか、1人当たり2万円から3万円の負担というその根拠についてお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は反省しているんですね。と申しますのも、今まで、例えば6億円赤字がある、あるいは現金ベースで12億円弱ある、あるいは医療損益で12億円あるといったときは、もう私自身も億とか兆とか言われても、びんどこない。まあ本当、何か私も公務員から市長になりましたけれども、その一方的な経営者の観点からそういった言葉を伝えていた。これについてはつくづく反省をし、どうすれば今の赤字の状況をきちんと隠すことなく市民の皆さんたちにわかっていただけるか、あるいは自分たちのその思いにつながっていくか。だから、私は恥だとは思っておりません。一生懸命していただいた結果がこうなっている。だから、それは看護師の皆さんであるとか、医師の皆さんは一生懸命されています。その結果生まれたことでもありますので、それは結果としてこういうなっているというのは、私は市民にきちんと説明をする必要があると理解をしております。

その上で、根拠を求められましたので申し上げますと、まず、1日当たりの40万円というのは、さきに議会答弁をいたしました現金ベースの今までの11億円の赤字に、今までの年日数を割ったものであります。8年掛ける365を割ったものが1日に直すと42万円になると思えますけれども、それを1日ベースで直すと、分子と分母の関係でこうなりますといったことを申し上げた次第であります。

それで、二、三万円については、私は以前6億円というのは非常に大きく出ておりましたので6億円プラス。そして、さまざまに、今までの、これは特別委員会でもあった話でありますけれども、二、三万円というのは6億円プラスアルファ割る今の住民5万2,000人を割った数について二、三万円というふうに申し上げた次第であります。もとより私としては、それは正確な数字じゃないじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、要するに、自分たちのものとして、もしこれを解決しなかったら最終的には市民の皆さんたちに降りかかるといったことで私は申し上げた次第であります。これに対して、国からの補助金、交付税、もし武雄市民病院がなくなるといったときに、それは基本的に私が知る限りではないというふうに思っております。そういう意味で、最終的には今の武雄市民に降りかかってくる話でありますので、そうならないために、そうならないように少しでもそういう赤字にならない

ように。

そしてもう1つが、何よりもお金よりも命であります。持続可能な医療体系を構築することが我々、私は議会、そして私ども執行部に求められたものであると思いますので、武雄市民病院を残す、守るといった観点から経営形態を変えることによって、私はその機能を維持発展し、そして継承していくものだといった思いで、私はそういった数字を出した次第でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ちょっとわかりません。現金ベースで11億円と言われました。これは記事に載っていますよね。実は、ただ6億円を超える累積赤字を含め、現金ベースで約11億円の赤字があり、解消の見通しが立たないと書いてあります。この現金ベースで11億円というのを、すみません、もうちょっと専門家の方、よろしくお願いします。質問。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

11億円の根拠でありますけれども、まずもって起債というのは借金ですから、当然清算をします。そういう意味では、とらえ方としては現金ベースということにとらえていいのじゃないかというふうに考えて御説明をしたところであります。そういう意味では、起債残高が、先ほど大河内議員がおっしゃるとおり、平成19年度末で約12億円、それから、一般会計からの長期借入金が1億円。それと合わせまして未払い金が約1億円ありました。それに私どもが19年度から20年に繰り越した金額が3億円ですので、その分を差し引いた額がおおむね11億円ということで市長に報告したわけでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

だから、そのとらえ方です。赤字、赤字と言われますけれども、当然その起債も武雄市のなんですけれども、いわゆる累積赤字が6億円と言われております。今あったのは、起債の残高も入っておるわけですね。入っていないんですか。（発言する者あり）入っているんですか。現金ベースに入っていないんですか、お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、先ほど大河内議員が2つの数字を言われましたので、これは公営企業法の考え方で御説明を申し上げます。

まず、公営企業、平たく言いますと2つの会計をもって1つの簿記をやっているというふうに考えていただいて結構だと思います。運営的経営であります収益的収支と投資的経費であります建設改良、この2種類をもって公営企業はやっているわけであります。これまでの累積赤字約6億4,000万円程度ではなかったかなというふうに思っていますけれども、これは運営経費として今まで累積した赤字の額であります。ただ、清算するとすれば、これは当然両方を現金ベースで清算をするわけですから、総体的な見方としては11億円の見方もできるというふうに考えているところです。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

総体的に見ることもできるとおっしゃいましたね。しかし、さっき言いましたように、累積赤字の6億円、さらには20年度は医師の招聘ができないということで、さらに赤字がふえるんじゃないかということで、実は6億円か7億円の20年度の赤字が言われておりますけれども、これまでの累積赤字、さっき言いました起債の部分で病院を平成11年2月から、さらには平成12年度、13年度含めて、いわゆる市民病院に移行する場合の改築とか、さらにはそういういろんな状況で設備投資等も踏まえた中での起債が立ち上げられ、そしてこの間、それはずっと原価償却含めてありますけれども、対応されてきておるわけですね。ですから、経営面で見ると累積赤字もありますし、先ほど29番議員申されました医療収益の関係から見る部分、これも言われました。

問題は赤字をどう見るか、赤字をどう説明するかというときに、いろんな専門的な分野はありましようけれども、先ほど市長は、その11億円の扱いについて、6億円プラスアルファ割る5万2,000人の部分で1日二、三万円とか出ました。いろんな数字のデータが出ていますけれども、やはり市民の方々が求めているのは、これまでの赤字の中身と、それから投資した部分の扱い方と、そして今後の方向性をもっとやっぱり具体的に示す部分があるのではないかというふうに実は問われています。そういう意味でぜひ、今後機会あるごとに、先ほど申しました、単に私も、市民の方が言われたのが40万円の赤字をずっと言われたら、自分たちは40万円の赤字ばかりが気になること、なぜそうなったのかもやっぱりきちんと説明を求めて、そしてそれがどういうふうに使われていくのか、これをやっぱりせんと、自分は納得でけんという声も出ています。そこら付近は十分市長としても拝聴していただきたいというふうに思っています。

あわせて、そういう救急体制をどう確立するのかと、救急搬送をどう再開するのかと、受

け入れをとという部分が実は大変な課題となっています。これも前回、臨時議会でも実は私は質問いたしましたし、先ほど29番議員も出されました。そのとき救急医療体制の確保ということで、先ほどの13番議員からも7月からの医師のスタッフができるのかということもありました。私が臨時議会で質問したときに、市長答弁として消防法、いわゆる昭和23年制定されました分の第2条第9項に関する、救急隊によって搬送される負傷者の方に対する医療を担当する医療機関の基準が設けられています。

先ほど申されましたように4つの項目がありますね。1つには、救急医療について一定程度の相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。あとX線技術者さん、さらには救急隊による負傷者の搬送に容易な場所を確保している出入り口があるということ。そして、救急医療を要する傷病者のための専用病床が優先的に確保されているということ。これがやっぱり、当時平成12年2月1日の中で人員配置として確認されています。いわゆる県のほうに報告され、県から承認をされています。

そういう中で、ベッド数としては2ベッドは最低確保しなさいという部分。医者の方の配置につきましては、平常時は2人、夜間2人、日曜、祭日2人、これは常時従事するものとして配置をしなさいと。そういう中で、当時対応された中で9名登録されています。そこで、常勤の医師の方が1名、大学から非常勤の方を1名配置がされて運営をされてきました。しかし、先日の質問に対して、一応9名では大変やと、やはり12名程度は必要だというのが病院長の説明でした。

先ほど13番議員も申されましたけれども、今度、今の状況でいけば、もう多分4時過ぎていますので応募された方の数は来ていますけれども、基本的に今まで答弁の中では、7月から医療スタッフをできるだけ確保しながら、順次段階的に救急の対応をしていきたいというのが先ほど申されました。そういう意味では、一定程度、段階的に救急の医療体制を確保していくと言いますけれども、改めてどういうふうな方向性で医療スタッフを確保されるのかお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは、さきの答弁でも何度もお答えしておりますので重複になろうかと思えますけれども、基本的には、本当にいい状態というのは、決まった病院が充足する医師を出していただく。これは基準には数は載っておりませんので、最終的には病院長と私の判断になりますけれども、そういう充足するようなお医者さんを出していただくということが一番いいことだと。しかし、それは現実問題として、およそ不可能であろうということ。要するに、どこの病院も医師が今足りないということが一般的としてあります。しかし、やはり私どもとすれば、市民医療を支えていただく、担っていただくという観点から段階的にふやしていただく

ということで申し上げている次第であります。

その段階的なところで、病院長は12名と言っておりますけれども、それも判断の材料になりますけれども、先ほどの基準を満たす段階で、私は救急告示の再開になる。その前に一部でもやっぱり再開をしたいというのが私、そして市民の強い願いでありますので、その一部救急医療の再開については、さまざまな定義があろうかと思っておりますけれども、今よりももう少しいい状態で、お医者さんが複数人来たときは、それは私はめどとしては年内にはぜひそういうふうにしたいと申し上げましたけれども、そういう一部救急医療の再開も果たしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これから病院が決まっていく話であります。決まった病院と真摯に交渉すること。そして、佐賀大学の医学部並びに公募、ホームページ等でしておりますので、いろんな方々、病院だけに頼るのではなくて、もう従前どおり佐賀大学の医学部にもきちんと頭を下げて、医師を派遣していただき、そしてなおかつ、全国から今でも扉を開いておりますので、問い合わせもあるというふうに聞いておりますので、そういう意味でどこか1つに頼るのではなくて、可能な限り早く医師数を充足してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

いずれにしても、市民の方々は救急体制の再開については多くの希望もございます。だれもが救急再開を否定しているのではありません。結果的に、いろんな要素があって、医師不足や医師の招聘ができなかったという分がありましようけれども、しかし、市民の方々は、7月になれば、今の予定では救急が対応できるじゃなかろうかというふうな実は期待がされています。当然でしょう。救急を再開してくれというのは当然でしょう。ですから、そこら付近の扱いについて、実はお互いが、病院の医師の確保の関係で大変悩み、問題が出てきたわけです。そういう中で、いずれにしても、この課題は早晩に解決しなければなりません。

先ほど、佐賀大学医学部とのお話し合いについても申されましたけれども、これは常日ごろからやっぱり私はやっていくべきことだろうと思っております。そういう側面とともに、あわせて、先ほど言いましたけれども、選考委員会の関係です。先ほど16時で締め切られましたけれども、この時間わかっておりましたらどのくらいの数が応募されたのか、御質問します。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

4時で締め切っておりますけれども、この議会の終了後、皆様方にお知らせしたいと思っ

ております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほど13番議員には、そこでは説明できんけれどもと、16時をもって締め切ったら、期待感があるような感じで言われました。なぜ16時をもって、先ほど13番議員に対する説明ならんのですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

今、私ども議会において議論をしているわけですね。最終的に、私は議会に対し、あるいは市民に対する市政での最高責任者であります。私がどういったところから来ているといったことを、決裁を経た上できちんと議会の皆さんに御報告をし、記者会見をして、市民の皆さんたちにちゃんと御報告をしたいとかように考えております。そういった意味で、ぜひ、これは今議会は論戦の最中ですので、ぜひ政策論として私は時間を十分に使いたいと、かように考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

議会終了後、議会に説明をし、その後、記者会見で発表するという段取りですね。それを、言っても結果的にはおたくは答えませんと言うならば、答える、答えるでは時間食うだけです、もったいないです。今、言われた手続、この議会の一般質問終わった後、直ちに説明して、議会に報告をして、しかるべき手続をしていただきたいというふうに思います。

そういう中で、選考委員会につきまして、先ほど13番議員も申されましたので、一応その点でとどめまして、実は、これも13番申されました6月7日の西日本、さらには6月8日の佐賀新聞報道です。いわゆる、6月7日の西日本新聞では、途中割愛して、医師会との会談の中で、医師会のほうから「移譲後について、同会の会員が、「移譲先が経営的問題から（救急医療などの）不採算部門を中止したらどうするのか」との指摘、樋渡市長は、「公的な役割なら市が支援する」と答えた」となっています。佐賀新聞では、「市はどのような形で運営に関与しているのか」ということに対し、末尾に「新病院には経営努力を十分にしてもらい、それでも持続が難しければ、公費投入もいとわれない」と、これは先ほど申されましたね、質問されました。こういうふうに新聞各社が報道をされています。そういう中で言われるのが、先ほど出た中で私もよくわかりませんでした。公的な役割なら市が支援するとか、経営努力を十分にもらい、それでも持続が難しければ公費投入もいとわれないということが

ありました。

基本的に、自治体病院の役割というのは、先ほど申しましたけれども、不採算部門についても必要な病院であり、赤字経営ということのみをもって民間移譲を強行することは、多くの不満も問題も出されています。しかし、ここでいう公費の負担等については、どうしても私はこの言葉では、先ほど13番議員に答弁されましたけれども、説明が私は理解できませんので、改めてこの2社の新聞の報道に対する説明を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと2社のうちの1社しか手元にありませんので、もしもう一回御指摘をいただければ、それはきちんと誠実に答弁をしたいというふうに思っております。

今おっしゃっているのは、私は6月8日付の佐賀新聞の最後のところ、新病院には経営努力を十分にしてもらい、それでも持続が難しければ公費投入もいとわないといったことについての解釈でしょうか、大河内議員。

〔5番「西日本は、西日本」〕

は、ちょっと今手元に。それは最初に通告していただければありがたいんですけども、そういう意味で、これは正確に答弁をしたいと思いますので、事前にそれはぜひおっしゃっていただければありがたいというふうに思うんです。

その上で御答弁申し上げますと、経営努力を十分にしてもらい、それでも持続が難しければ公費投入。これは先ほどお答えしたとおり、基本的に経営についてはそれは民間が自立的、主導的にやるべき話だというふうに思っております。私も市民医療、地域医療を担うには直営が筋だと再三答えております。しかし、それができないからこそ、持続ができないからこそ、民間にゆだねると、きちんとして病院にゆだねる、選考委員会の公正中立な議論を経た上で、最終的に議会の議決を経た上でゆだねるといったことを申し上げている次第であります。そのときに、じゃあ全部それを民間に100%していいのかといったことについては、これは私は大河内議員から褒められるというふうに思っておったんですけども、セーフティーネットとしてどうしても緊急避難的、あるいはどうしてもやらなきゃいけないと、公の立場としてどうしても、なかなか想定は難しいですけども、それをしない限り市民医療が成り立たない、成り得ないといった限定的、例外的な事象に限り、私は公費投入もいとわないと、セーフティーネットの意味で申し上げた次第であります。

もとより、今度新病院が、これはあり得ないと思っておりますけれども、経営が右肩下がりになっていくといったときに、私はそれは税金投入してはいけない、あつてはならないというふうに思っておりますし、じゃあそれでは、全部直営でしてしまえばいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、それは主と従の関係で、それは私は異なるというふう

に思っております。と申し上げますのも、基本的に経営は経営として成り立つのが筋である。その中でどうしても限定的に、例外的にセーフティーネットとしてやらなきゃいけないところには公費だということでありますので、私としては、この公費投入はいとわないというのはそういう意味で申し上げる。

この民間移譲の取材そのものも、これは4時間から5時間にわたっていただいております。これは真摯に取材をしていただきました。その中で要約としてこういうふうになっていると聞いたことで、その分の説明についてこういうふうに求められているのは非常にありがたいというふうに認識をしております。佐賀新聞の見解についてはそのように考えております。

〔5番「議長、議事運営について」〕

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）

通告をしていないとか言われますけれども、例えばこの西日本新聞は、おたく、市長のブログなんですよ。これ引いたんですよ、これから、西日本は。ですから、6月7日の西日本新聞、ちゃんと載っているんですよ。だから、私が言ったのは、そういう新聞報道があることやから、当然そのことについてはぜひやっぱり一定の見解を求めるというふうに言っていますので。

議長どうぞ。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	16時38分
再	開	16時38分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開いたします。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

市民病院問題に関して申し上げますと、これ非常に微妙な問題をやっぱり抱えております。さまざまな報道機関、そして医師会の方々もそうですけれども、いろんな方々がいろんな形で私の発言を引用されたり、あるいは取材をしたりしておりますので、それを決めつけのように、いや市長が言ったことだからとか、もうそれを言うてあるんだらうということは、ちょっとそれは御勘弁願いたいというふうに思っております。

その上で申し上げますと、恐らく西日本新聞の6月7日土曜日の「不採算部門を中止したらどうするのか」という指摘、樋渡市長は「公的な役割なら市が支援する」といったことについては、これについても先ほどの見解と同じであります。公的な役割というのは、公でしか担えない、あるいはそういった意味での——本当に緊急避難的な医療、そして、やっぱり

それは金融の危機でもそうでありました。お金の問題でもやっぱりセーフティーネットがある。そういう意味で市民の命を守る意味でもセーフティーネットはあるだろうといった観点から、もう民間が全部やりなさいという決めつけではなくて、何か本当に限定的に、避難的にあるのであれば、それは市として、きちんとそれは市民医療を守る観点から担っていくという観点で、公的な役割というふうに申し上げたということで、私はこういう発言をした次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほど、29番議員から教訓なり指摘もされましたけれども、質問の仕方です。

私たち議員がどういう場で質問するかであります。だから、こういうマスコミ報道があった場合に、議会の一般質問でこういうふうに報道されていますけれども、あなたの真意はどうなんですかと聞くのがなぜいけないんですか。当然、どこで聞くか、そりゃ確かにあなたのところに直接、市長室に行ってくることもあるでしょう。関係もあるでしょう。だから、ここで言われている部分が大変公的な役割なら、市が支援するということに簡潔に書いているもので、この背景は何ですかと、どういう意図なんですかと聞く必要が私たちにはあると思うわけです。でも、そういう意味では、今答弁いただきましたけれども、そういう意があって質問しているんです。

ですから、そういう中で、公的な役割ならということで公的役割と申されました。しかし、自治体病院の果たすべき役割は多くの公的な役割もあろうと思うわけです。不採算部門であってもせざるを得ない部分の。ですから、先ほどから申しました、樋高院長の発言なり、この間、医師会の方々の自治体病院における中核的な役割のあり方なども申されているわけです。

お尋ねします。そういう意味では、先日の5月30日、実はこの項についてはお互いに質問しませんでした。まさか、そういう公的な部門での公費の投入など、その支援するということは考えられていないというふうに思ったんですよ。そういう意味では、そういう部分での質問文出しておりませんでした。しかし、マスコミ報道にこうされる前には、まして私は議会に対する軽視ではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私が申し上げたのは、その新聞に対する見解といったときには、それはさすがに私もやっぱり、新聞というのは社会の公器でありますし、なおかつ、私はその部分に対して誠実に、きちんと答えたいという意味から、それはこういう新聞に載っています——を質問したいと

いったことであれば、それは事前に教えていただければ、それはきちんと、やっぱり市民もごらんになっています。私も十分な回答をしたいというふうに思っておりますので、そういう意味で、もし可能であれば、教えていただければありがたいというふうに思った次第でございます。もとより、これに対して何も言わなかったとか言うなとかじゃなくて、より誠実に、より確かな答弁をしたい、そういう思いで申し上げた次第であります。これは見解の相違かも知れません。

それともう1つは、議会軽視ではないかといったことについて申し上げますとするならば、私は、さきの臨時議会でさまざまな御議論が出ました。これについては、私は議会の皆さんからいただいた御意見というのは民意だというふうに思っております。非常に重く受けとめています。そういう意味で、その後に新聞記者さん、あるいはテレビの方もいらっしゃいましたけれども、どうするんですかというふうに問われたときに、私はこういうふうに考えていますと、その場で誠実にお答えした次第であります。もとより、私はこれをもって議会軽視だということは、私自身は考えておりませんけれども、もうこれも見解の相違だと言われれば、それは仕方ないことかなというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

見解の相違、見解の相違と言われますけれども、そういうものでなく、これまでの公立病院の果たしてきた役割、公的な役割、そういう部分をお互い持っていた中で、市民病院を存続してくれという要望もあるわけですね。ですから、こういう新聞報道があったときに、その内容を要約された部分を見たときに、当然私は、先ほどの13番議員と一緒に、疑問とか問題点が出てくるわけです。これはこれでやっぱり求める必要があったので質問したわけです。

そういう状況の中で、市民の方々はこういうふうに公的な扱いについてセーフティーネットとかいろいろ言われますけれども、これはやっぱり決意を持って、責任を持って武雄のほうにお見えいただく病院が一応今回選考されるようですね。けれども、経営努力してもしてもできん場合はという部分は本来想定できんわけですね。当然、それは民間病院として責任持って経営をしていかざるを得ないわけです。そういう意味で民間移譲というのは大変慎重にならざるを得ないし、今回の選考委員の方々の任務も大変大きいだろうと思っております。しかし、また市民の方々は、その以前に今回の市民病院の民間移譲についてはやっぱり納得できんと、もっと時間をかけて、そして関係する方々と話をする中で、赤字の問題や病院のあり方や本当に自分たちの市民病院ってどうするべきやろうかと、そういう部分をもっともっと時間をかけてもいいじゃないかと、そしてお互い納得づくでいこうじゃないかと。先ほど、冒頭日程を申しました。平成12年2月からずっと移行してはいますがけれども、その後の扱いは平成19年からことしの5月、この時期において、何で短い時期に、何でこんなに短期的にや

るのかと。赤字だ、救急のためだ、医者不足だと言われますけれども、これもいろんな問題があつてきたと。しかし、それに対する説明が不十分やということですので、改めて私は、もう一回この公的な資金の投入のあり方も含めて、再度市民の方々に説明を行うということで、もう一回白紙に戻して提起をすべきじゃないかということ強く申し上げまして、この項につきましての質問を終わります。

次に入ります。

次は、2番目の後期高齢者医療制度についてでございます。

これにつきましては、29番議員からも午前中に質問がありましたので、重複をできるだけ避けたいというふうに思いますけれども、私も、この後期高齢者の医療制度については廃止をすると、廃止をしようと、廃止をしていただくということを実は冒頭に提起をしたいというふうに思っております。

先ほど、午前中でも質問ございました。この後期高齢者医療制度が、いろんな疑問と不満を持ちながら75歳での年齢で線引きをされるとか、一定程度の方については年金の天引きがあるとかということがされていますけれども、実はこの経緯につきましても、平成18年、2006年6月の国会の中で、賛否ある中で、実は与党の強行採決でこの制度が実施されました。

佐賀県の場合は御案内のとおり、平成17年2月1日に佐賀県広域連合が設置をされてきたわけですし、武雄市議会においても、平成18年12月議会で佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置議案が、私は反対しましたが、賛成多数で可決されました。そういう経緯の中で、今回4月1日からこの制度がスタートしたわけですが、多くの方々からこの制度に対する不満とか疑問が出されているように報道もされていますが、この武雄市の窓口においてはどのような不満とか不安が出たのか、まず1点目にお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

お答えいたします。

この制度が始まった4月に苦情というか、窓口対応ですけれども、約570件ほどあります。佐賀県下では、他市の状況を見ても、2,500件、2,300件、武雄のほうは下から3番目の苦情処理ということでございます。これにつきましては、去年の7月から市報に8回、それから出前講座等で35の老人クラブで1,800人への説明、それから老人クラブの広報紙「老連だより」で載せたということで少しは理解していただけたのではないかと考えております。

それから、苦情の内容としましては、保険証についてのお問い合わせですけど、これは2点ありました。1つは、配達証明書をつけておりますので、本人が手に持っていないと、不在でなかったから、何で来てないかということです。これにつきましては全部対応して、保険証が行っていないというところはゼロになっております。

それから、もう1つは、保険証が届いていても、家族の方、または本人が忘れていて来ていないというようなことがありますて、これにつきましては再交付を71件程度しております。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

実は、これも市長が朝日町の老人クラブの連合会であいさつされました。そこで、「後期高齢者医療制度はけしからん」という発言もございました。きょうもそういうふうな、先ほど答弁がなされていますけれども、そういう中で、これは中央の制度ですけれども、当然武雄市としても市民の方から質問なりが出ますけれども、なぜ75歳と75歳未満の方の線引きをするのか、さらには体の御不自由な方についての区分けをするのかというのが疑問として出ています。改めて、この区割り線引きをされていることについて、どのように市民の方々に説明をされているのかお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

お答えします。

我々は、国の基準どおりということで説明をいたしております。これにつきましては、75歳という特性を考え、要するに75歳からはいろんな疾病が出てくると、医療にかかる人が多いと、そういうところから75歳を区分けしたというふうに説明しております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

そのところがなかなか。先ほど29番議員も申されましたけれども、結局、この間、大変地域のために、さらには家庭のためにも一生懸命頑張っておられた方々、先輩の方々に対する仕打ち、そんな仕打ちをするべきじゃないよというのが今多く出ています。そういう今言われた中で、やはり75歳とかいう、いわゆる年齢で区分けをするということ、納得いかないというのが多くの方から出ています。そういうふうな区分けをすると同時に、実は表現として、後期高齢者医療制度を長寿医療制度というふうに表現されています。これは「県民だより」では、長寿医療制度を前面に出し、括弧づけて後期高齢者医療制度というふうにされています。「県民だより」6月号です。各市役所、町役場の長寿医療担当者へと、または、佐賀県後期高齢者医療広域連合へと、いわゆる単に名称を羅列するだけで、この後期高齢者問題をかかわそうとしている言葉が出ているんじゃないかというふうに私は思うわけです。こういうふうな内容では、とてもじゃないけど納得するわけないでしょう。

保険証の記載は、後期高齢者医療制度となっています。現場では長寿医療制度と言いながら、実際の作業をする場合には後期高齢者医療制度の保険証を配付すると。さらには、この「県民だより」では、担当課は2つに分けて書いてあると。そういうふうな意味では、大変多くの問題を抱えているわけです。

佐賀県のことですがけれども、現場の窓口として、この後期高齢者医療制度から長寿医療者制度への名称変更について、どのように説明をなされていますか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

この制度はあくまでも後期高齢者医療制度でありまして、制度開始時点から後期という言葉が最後とか終末とか、余りいい言葉ではないということで長寿に変えると、親しまれるようにするために長寿に変えるということでもあります。我々についても、それに従いまして、市民の皆様には長寿医療制度というふうに今使っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

いわゆる小手先ではだめなんですよ。先ほど29番議員も申されました。基本的な制度の問題です。マスコミの報道もありましたけれども、実はこの扱いの中で、保険料について6月13日に報道がされています。佐賀県内は、平均として5万7,500円の表示がされているし、軽減措置の適用が61%と実は報道されています。当武雄市においては、その内容、そして軽減措置がどのような状況になっているのか、まずその前段に、この75歳以上の該当者が4月以降何名いらっしゃるのか説明願います。

○議長（杉原豊喜君）

間もなく5時になりますが、あらかじめ会議時間を延長いたします。

執行部答弁を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

全員で7,186名という形になっております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

7,186名、たしか3月議会では7,400名じゃなかったかな。結構変動があっていますね。そういうふうな数が今出ましたけども、その中でいわゆる軽減措置の対象者数と内訳わかりますか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

お答えします。

7割軽減者が2,409名、割合で33.52%ですね。それから5割軽減が217名、3.01%、それから被扶養者の中にかかれた方が1,574名、21.90%、それで2割軽減者が409名ということになっております。

〔5番「平均額は」〕

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、軽減者の数が出ましたけれども、いわゆる保険料の平均額ですよ、佐賀県の場合は5万7,500円でしたかね。武雄市の場合はどういうふうな数値がなされていますか。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	17時
再	開	17時1分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

失礼しました。資料の字が小さくて見落としておりました。

1人当たり平均大体7万4,000円程度でございます。（「7万4,000円」と呼ぶ者あり）

はい、1人当たりの平均、約。（発言する者あり）7,400円ですね、すみません。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

再	開	17時1分
再	開	17時2分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

國井くらし部長、答弁を。

○國井くらし部長〔登壇〕

失礼しました。

平均で7万3,500円になりますが、軽減後ということで5万700円になります。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほど、マスコミ報道では、県の平均が軽減措置、該当60%で5万7,500円と出ていました。武雄市の場合は、今おっしゃった5万700円ですかね、軽減措置適用、平均が5万700円というふうになっていますけれども、大変この扱いについても軽減措置、さらに先ほど申されましたように、軽減措置が7割、5割、2割から次は9割まで来ていると。いろんな数字も変更していますけれども、午前中も質問出ました、意見が出ました。この制度、大変よくないものであり、改めて市長も先ほど申されましたように、この制度はけしからんというふうなこともありました。改めて市長として、この制度はけしからん制度であると言われるならば、どういうふうな見解をお持ちなのか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これも既にお答えしたとおりでございますけれども、私はけしからんと言ったこと、この制度についてけしからんと思って、即廃止ではなくして、抜本的な改革が必要であろうと。目指すべき方向としては、私はまず税を主体として、話はそれをもう一回構築すべきであろうということ。

それともう1つが、75歳で区切るのが本当にいいのかどうか。私はもう制度として、これだけ拒否感があつた以上は、75歳で区切ること自体も、きちんと見直すべきだというふうに認識をしております。

昔は60歳、65歳、70歳と、今回の件で、これが社会通念で、この高齢者という定義が75歳に行ったといったことについて、高齢者の皆さんが非常にそれで不快感と不信感をお持ちであるといったことからすると、75歳で区切っている、線引きをしているということは私は真摯に見直すべきだというふうに思っております。

そういう意味で、これはかなり制度としても複雑きわまっておりますので、私とすればもう少しシンプルな形に厚生労働省、あるいは与党の皆さんたちにまたしていただきたいというふうに思っておりますし、これは社民党含めて、野党の皆さんたちはその制度構築に向けて、単にいたずらに反対ではなくて、どういう制度にすれば持続可能になるかといったことについて、ぜひ国会等でまた御議論を賜ればありがたいと思っておりますし、私は地方の一首長という立場から思っていることは、また引き続き申し上げていこうというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

中央でも地方でも、ただ単に廃止だからという話じゃなくて、それに対する問題点も多く出されているんです。そういう意味では、ぜひ私はこの場において、改めてこの制度は廃止をすべきであるということを強く申し上げますけれども、あと2問につきましては、時間の関係がございますので、ここで質問を終わらせていただきます。

以上です。